

塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、一定の所得要件を設け、市内在住中学生のを約5割を対象として学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を月額1万円を上限に助成する事業です。

助成対象者

市内に居住している中学生を養育する方で、養育者とその配偶者の平成28年中の所得金額()の合計が次の所得制限限度額未満の方

給与収入金額から給与所得控除額(または総収入額から必要経費)を差し引いた金額のことです。

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	2,840,000円
1人	3,220,000円
2人	3,600,000円
3人	3,980,000円
4人	4,360,000円
5人	4,740,000円
6人以上	1人増すごとに38万円加算

- 扶養親族等に「老人控除対象配偶者」や「老人扶養親族」が含まれる場合は、1人につき6万円を上記の所得制限限度額に加算します。
- 扶養親族等の数は、平成28年12月31日時点の人数です(平成29年1月1日以降に生まれた子などは含まれません)。
- 雑損控除や医療費控除、障害者控除などを受けられている場合は、所得金額の合計から控除します。

助成額

月額1万円を上限として、1円単位で利用することができます。

利用先

大阪市塾代助成事業参画事業者として登録されている学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など(オンライン学習塾などを含みます)

手続き等

助成を受けるためには申請が必要です。

詳しくは大阪市塾代助成事業運営事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大阪市塾代助成事業運営事務局

電話 06-6452-5273(12時～20時) Fax 06-6452-5274

休業日 日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)

専用ホームページ <http://www.juku-osaka.com/>

利用イメージ

